

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年6月25日

評価者：幸区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

| | |
|-------|---|
| 施設名 | 川崎市幸スポーツセンター、石川記念武道館 |
| 指定期間 | 平成23年4月1日～平成28年3月31日 |
| 業務の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 施設全般の管理運営に関する業務 施設設備の利用提供に伴う業務 生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務 施設の維持保全に関する業務 スポーツ行政等への協力業務 |
| 指定管理者 | 名称：株式会社明治スポーツプラザ 代表者：代表取締役 後藤 聖治 住所：川崎市幸区堀川町580番地 電話：044-555-3011 |
| 所管課 | 幸区役所 地域振興課（内線：62360） |

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

| | 評価項目 | 事業実施状況等 |
|---|-----------------------------|--|
| 1 | 市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。 | <p>地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、プログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、民間企業や行政との連携等に積極的な事業展開が図られた。</p> <p>幸スポーツセンター及び石川記念武道館は同一地区の施設であり、統一的な管理運営が必要となることから、指定管理者は同一の事業者を指定している。</p> <p>幸スポーツセンターにおいては、第2期に引き続きスポーツ相談窓口を設置しトレーニング方法の指導・相談や、施設空き状況の積極的な広報を行った。教室事業においては幼児から高齢者まで様々な世代が運動に触れ合えるプログラムを提供した。また、独自のプログラムである健康づくり教室（ウェーブストレッチ、スピリチュアルヨガ）などを実施した。トレーニング室においては、入れ替えたマシンを十分にケアしながら運用し、安価でインボディ（体組成成分測定）を実施し年度ごとに利用者は増加している。また、清涼飲料水や消耗品的なスポーツ用品の販売、レンタルロッカーなど利用者の利便性の向上につながる事業を実施した。</p> <p>武道館においては「武道館指導者連絡協議会」と連携を図りながら、武道の普及・振興を図るとともに、幼児スポーツ、ピラティス・ヨガなどの武道以外の教室を開催し施設の空き時間の有効利用を図った。また、「暑中稽古」「寒稽古」「鏡開き会」「武道演武会」等のイベントを季節ごとに開催し、地域との連携を深め区民の武道への興味を促し施設利用の促進を図った。</p> <p>両施設とも開館時間を着替え等の準備のため10分早く利用可能とし、幸スポーツセンターにおいては退館時間を15分遅らせ利用時間の延長に対応するとともに、両施設相互で使用可能な回数券を発行するなど、市民の利用機会の拡充や利便性の向上が図られた。</p> <p>利用者数については、指定期間直前の平成17年度から比べ、平成26年度実績は幸スポーツセンターにおいては93,952名、第2期指定管理開始の平成23年と比</p> |

| | | |
|---|--------------------------------|--|
| | | べ 43,668 人増加した。石川記念武道館においては 12,239 名、4,402 名それぞれ増加しており、積極的な事業展開により多くの市民に対して運動機会を提供した。 |
| 2 | 当初の事業目的を達成することができたか。 | <p>事業計画に基づいた施設の運営がなされた。</p> <p>「公平・平等・安全・安心」を目的とした透明性の高い管理運営を行い、人員配置の適正化や、省エネ対策などにより、コスト削減を行うとともに、使用者の増加による利用者収入を増加させ、指定管理料の削減を図ることができた。また、独自のモニタリングにより自己評価・改善案等の検証・検討を行い、「利用者満足度調査」等のアンケートを実施し事業運営に反映させることで、利用者の増加につなげた。</p> |
| 3 | 特に安全・安心の面で問題はなかったか。 | <p>緊急時の迅速かつ的確な対応のための対応マニュアルを策定し、研修やミーティングを通して周知徹底を行った。設備の定期保守点検については、スポーツセンター・武道館、同一の事業者者に再委託し経費の節減を図りながら、不具合箇所には適切な対応を行い、老朽化した施設の保全を図ることができた。</p> <p>また緊急時に備えた管理運営や常時の安全点検など危機管理に努めるとともに、施設環境の整備にも取り組みが成されている。</p> |
| 4 | 更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。 | <p>幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じたまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に努め、生涯スポーツの振興を図ることが必要となる。</p> <p>公平で平等な利用を確保し経済効果にも留意した上で、公共性と効率性との両立を目指し、サービス水準の向上と効率的な管理運営による経費節減を図ることが重要である。</p> <p>自己モニタリングやアンケート等の検証、教室終了後の活動支援等についての検討等に留意し管理運営を行わせるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障害者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意し、事業展開を図ることが求められる。</p> |

3. これまでの事業に対する検証

| | 検証項目 | 検証結果 |
|---|------------------------|--|
| 1 | 所管課による適切なマネジメントは行われたか。 | <p>年度毎、月毎、四半期毎の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査（現地ヒアリング等を含む）を行うと共に、管理運営事業の実施に際しての相談・指導、管理運営上の各種問題発生時の対応・指導、その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施した。</p> |
| 2 | 制度活用による効果はあったか。 | <p>指定管理制度を導入することにより、民間の技術的・経営的能力を活用し、多様化する市民ニーズへの対応、施設利用者の利便性の向上やスポーツ活動の充実、新たなスポーツ教室事業等の提供、スポーツイベント情報提供等のサービス向上を図るとともに、事業展開における指定管理者の創意工夫により、効率的、効果的な業務遂行が成され、市の財政負担の軽減等を図ることができた。</p> <p>※ 市の財政負担としては、一般財源ベースで幸スポーツセンターにおいては直営時の 68,262 千円から制度導入後は第 2 期開始時平成 23 年度においては 49,803 千円となり、その後 26 年度まで、作業報酬下減額の調整、消費税増の措置を講じ、54,946 千円となり約 20%の削減、石川記念武道館においては直営時 15,682 千円から制度導入後は第 2 期開始時平成 23 年度においては 14,909 千円となり、約 5%の削減</p> |

| | | |
|---|-----------------------------------|--|
| | | <p>が図られている。</p> <p>※ 利用実績については、直営時の平成17年度と比べ平成26年度では、幸スポーツセンターにおいては、112,409人から206,361人と93,952名増加し、石川記念武道館においては同34,499名から44,299名と12,239名増加しており、より多くの人に運動機会を提供できたことの数的成果がでている。</p> |
| 3 | 当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか | <p>課題としては、市の大規模施設中長期保全計画と維持管理業務とのすり合せや、指定期間中の市の行う修繕計画上の工事実施・管理についてのリスク分担等に留意することが必要である。また、経年劣化しているスポーツ器具等の備品更新や経費の平準化、維持管理の効率化に向けて備品のリース化の検討が必要である。</p> |
| 4 | 前期総括評価にて示された今後の事業運営方針に基づき事業運営されたか | <p>幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じてのまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に留意し、地域における生涯スポーツの振興を図ることができた。また、公平で平等な利用を確保しつつ、経済効果にも留意し、公共性と効率性との両立を目指すよう努め、サービス水準の向上と効率的な管理運営を行った。</p> <p>また、総合型地域スポーツクラブへの支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障がい者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意した施設運営を図っていくことができた。</p> |
| 5 | 指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか | <p>現在のところ候補となる制度は見受けられない。</p> |

4. 今後の事業運営方針について

公の施設としての理念を尊重し、社会体育施設としての役割を果し、地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、プログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成など、地域のスポーツ振興に必要な事業について積極的に事業展開していくことが必要である。

幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じてのまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に留意し、地域における生涯スポーツの振興を図る。また、公平で平等な利用を確保しつつ、経済効果にも留意し、公共性と効率性との両立を目指すよう努め、サービス水準の向上と効率的な管理運営を目指す。

全市的な課題として、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域との連携によるスポーツ振興事業のほか、地域の活性化、高齢化対応、子育て支援、障害者スポーツ振興、健康都市づくりなどの行政課題の解決にも留意した施設運営を図っていくことが必要となる。

上記3の検証結果にあるとおり、この指定管理者制度を活用することで効率的な事業管理が展開され、事業的にも財政的にも効果的な取り組みが実施されていることから、今後も事業の充実による施設利用、需要の高まりが見込まれる中で、財政的負担を少なくして管理運営していくためには、引き続き事業実施に際して創意工夫を凝らすなどのノウハウを持っている指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。